

公表第4号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長及び久留米市教育委員会委員長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年3月30日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	塙 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

平成23年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

久留米市の事務事業の効率化～久留米市行政改革行動計画の主な取組項目より～

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
159	教育部	学校保健課	<p>第6章 学校給食事業及び管理業務</p> <p>(6)学校給食委託業者業務の管理</p> <p>現在の学校給食委託業者業務の管理は、学校長、栄養職員が日々作成する学校給食日常点検票のみであり様式はチェックシート方式のため、具体的検証内容が把握できない状況である。チェックリストに記述項目を加えることが望ましい。</p>	意見	<p>平成27年度から委託業務の評価制度を導入し、学期毎に「業務委託実績評価表」の提出を学校へもとめ、記載内容の確認後、その内容に基づき学校給食委託業者の業務管理(指導)を行っております。</p>